**「緊急事態宣言」延長に伴う市長メッセージ**

新型コロナウイルスに関しましては、当初、5月6日までとされていた新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が、5月4日に開催された政府対策本部会議において、この間の感染者数の状況等を踏まえ、全国を対象地域として、さらに5月31日まで延長されることが決定されました。

また、大阪府を含む全国13の特定警戒都道府県については、引き続きこれまでと同様の行動制限が求められています。

市民の皆さんには、引き続きご不自由をおかけしますが、感染拡大防止による今回の事態の早期収束に向け、食料や生活必需品の買い出し、通院・通勤、単独で行う屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、外出を控えていただきますとともに、買い物をする場合には、一人または少人数で空いている時間にしていただくなど、極力、人との接触を減らすことを心掛けていただきますよう、ご協力をよろしくお願いします。

本市といたしましては、本市独自の子育て世帯への臨時給付金事業や中小企業臨時給付金事業、貝塚プレミアム商品券事業、水道料金の減額、府市共同による休業要請支援事業などに取り組むととともに、国の特別定額給付金の速やかな給付に努めているところですので、「医療崩壊」を回避し、皆さんのかけがえのない命を守るため、市民の皆さん一人ひとりの力を結集し、現在の難局を乗り切っていけるよう、かさねて外出自粛へのご協力をよろしくお願いします。

令和2年5月5日

貝塚市新型コロナウイルス対策本部長

貝塚市長 藤 原 龍 男